

滋賀県薬局機能情報提供制度実施要領

1. 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、滋賀県内で薬局の開設の許可を受けている者（以下「薬局開設者」という。）が滋賀県知事（以下「知事」という。）に報告する事項およびその方法ならびに知事による当該情報の公表方法等に関する具体的な実施方法等を示すことにより、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2. 情報の取扱い

本制度は、薬局開設者が薬局機能情報を知事に対して報告（変更内容の報告を含む。）し、知事は、原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表する。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局に勤務する薬剤師等は、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努める。

また、薬局開設者は、既に知事に対して報告を行った薬局機能情報について誤りがあることに気がついた場合、知事に対し速やかにその訂正を申し出こととし、知事は速やかに是正措置を行うよう努める。

3. 実施体制

- (1) 本制度は、滋賀県健康医療福祉部薬務課（以下「薬務課」という。）において運営することを基本とするが、必要に応じて他部局との連携を図る。
- (2) 知事は、本制度について外部の法人等へ制度の実施に関する事務の一部（報告書等の送付・回収等）を委託する場合は、住民・患者等への情報提供が円滑に行われるよう、運営に関して委託先と相互に緊密な連携・調整を図る。
- (3) 住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談およびそれに対する助言等については、原則、知事が対応する。
- (4) 住民・患者等から薬局機能情報についての質問・相談に応じ、助言等を行う場合においては、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に規定する医療計画に基づく事業ごとの医療連携体制についての情報提供も行うよう努める。

4. 報告・公表事項

報告・公表事項は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる事項およびその他知事が定める事項（「報告・公表事項」（別紙）のとおり。）とする。

5. 薬局機能情報の報告

(1) 薬局機能情報の報告時期と報告方法

①定期報告

薬局開設者は、2月末日までに、前年の12月31日現在の状況について、厚生労働省が整備する医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により報告する。

ア 前回報告した事項と同一であれば、そのまま報告する。

イ 変更が生じた場合は、前回報告した事項を修正し、報告する。

なお、「報告・公表事項」（別紙）中第一の一の基本情報（(1)薬局の名称、(2)薬局開設者の氏名または名称（法人の代表者の役職名および氏名を含む。）、(3)薬局の管理者、(4)薬局の所在地（移転の場合を除く。）、(5)薬局の面積、(6)店舗販売業の併設の有無、(7)電話番号およびファクシミリ番号、(8)電子メールアドレス、(9)営業日、(10)開店時間、(11)開店時間以外で相談できる時間、(12)健康サポート薬局である旨の表示の有無、(13)地域連携薬局の認定の有無、(14)専門医療機関連携薬局（がん）の認定の有無）および第一の三の薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）については、5（1）③に定めるところにより報告する。

ウ インターネット環境が無い等、やむを得ずG-MISにより報告できない場合は、「薬局機能情報報告書」（様式1）を薬局の所在地を管轄する保健所を経由して薬務課あて提出する。

なお、2回目以降の報告については、前回報告のあった報告書を朱書き修正し、報告する。

②新規開設許可時の報告

新たに開設許可を受けた薬局開設者は、開設許可後15日以内に、当該薬局についてG-MISにより報告する。

ただし、インターネット環境が無い等、やむを得ずG-MISにより報告できない場合は、「薬局機能情報報告書」（様式1）を薬局の所在地を管轄する保健所を経由して薬務課あて提出する。

③変更の報告

薬局開設者は、基本情報等について変更があった場合には、30日以内にG-MISにより報告する。また、基本情報等以外の情報に変更があった場合には、定期報告のほか、可能な限り速やかな時期に変更を報告する。

ただし、インターネット環境が無い等、やむを得ずG-MISにより報告できない場合は、「薬局機能情報変更報告書」（様式2）を薬局の所在地を管轄する保健所を経由して薬務課あて提出する。

なお、法第10条の規定に基づく開設許可等の事項の変更の届出は別途行うこと。

④薬局の廃止時の報告

薬局開設者は、薬局を休止または廃止した場合には、すみやかにG-MISにより報告する。

ただし、インターネット環境が無い等、やむを得ずG-MISにより報告できない場合は、「薬局機能情報変更報告書」（様式2）を薬局の所在地を管轄する保健所を経由して薬務課あて提出する。

（2）薬局機能情報の確認

知事は、薬局機能情報の管理・運営の観点から、薬局からの報告の有無を隨時確認するものとする。

知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、誤りがないか確認が必要と認める場合には、法第8条の2第4項の規定に基づき市町その他の官公署に対し、当該薬局の機能に関する必要な情報の提供を求めることができる。

知事は、薬局開設者が報告を行わない場合または虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の

要請またはその報告の内容のは正を行いうよう命ずること（以下「是正命令」という。）ができる。

知事は、報告された薬局機能情報の全部または一部について、照会・確認等を行つたにもかかわらず、適切な応答がなされず内容の確認ができない期間や、是正命令を行つてからは正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である情報について、公表することを一時的に停止することができる。

6. 薬局機能情報の公表

(1) 薬局機能情報の公表時期

知事は、薬局開設者から定期報告を受けた薬局機能情報の内容を確認後、毎年、4月1日までに公表する。また、基本情報等の変更および基本情報等以外の変更の報告を受けた場合は、内容を確認後30日以内に公表する。

(2) 薬局機能情報の公表方法

①インターネットの利用による方法

知事は、厚生労働省が整備する薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）で、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表する。

②書面による閲覧による方法

知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報について、すみやかに保健所および薬務課に書面等で備え、希望する者にこれを閲覧させる。

7. 薬局による情報提供

知事は、薬局による情報提供に関して、薬局開設者に対して、以下に掲げる事項について、適切な指導・助言等を行うことにより、本制度の円滑な運営に努める。

(1) 薬局開設者は、薬局機能情報について知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、パソコン等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付）による情報の提供を行うことができる。

(2) 知事は、薬局開設者が薬局機能情報の提供を適切に行っていない場合には、薬局開設者に対して、適切に情報を提供するよう指導することができる。

(3) 知事は、薬局開設者に対して、当該薬局において、住民・患者等からの薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切に対応するよう努めるよう指導するとともに、患者から当該薬局以外の薬局に対する相談・照会等があった場合においても、適切な対応に努めるよう指導する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成20年1月7日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成21年1月29日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 8 月 8 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 2 月 15 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 1 月 27 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 1 月 17 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 1 月 13 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 1 月 5 日から施行する。

報告・公表事項

第1 管理、運営、サービス等に関する事項	
1 基本情報	
(1) 薬局の名称	
(2) 薬局開設者	
(3) 薬局の管理者	
(4) 薬局の所在地	
(5) 薬局の面積	
(6) 店舗販売業の併設の有無	
(7) 電話番号およびファクシミリ番号	
(8) 電子メールアドレス	
(9) 営業日	
(10) 開店時間	
(11) 開店時間外で相談できる時間	
(12) 健康サポート薬局である旨の表示の有無	
(13) 地域連携薬局の認定の有無	
(14) 専門医療機関連携薬局（がん）の認定の有無	
2 薬局へのアクセス	
(1) 薬局までの主な利用交通手段	
(2) 薬局の駐車場	
① 駐車場の有無	
② 駐車台数	
③ 有料または無料の別	
(3) ホームページアドレス	
3 薬局サービス等	
(1) 相談に対する対応の可否	
(2) 相談できるサービスの利用方法	
(3) 薬剤師不在時間の有無	
(4) 対応することができる外国語の種類	
(5) 障害者に対する配慮	
(6) 車椅子の利用者に対する配慮	
(7) 特定販売の実施	
① 特定販売を行う際に使用する通信手段	
② 特定販売を行う時間	
③ 特定販売により販売を行う医薬品の区分	
(8) 薬局製剤実施の可否	
(9) 薬局医薬品の取扱品目数	
(10) 要指導医薬品及び一般用医薬品の取扱品目数	
(11) 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十三条第六項に規定する特別用途食品の取扱いの有無	
(12) 配送サービスの利用	
① 配送サービスの利用の可否	
② 配送サービスの利用方法	
③ 配送サービスの利用料	
4 費用負担	
(1) 医療保険および公費負担等の取扱	
(2) 電子決済による料金の支払の可否	

第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項	
1 業務内容、提供サービス	
(1) 認定薬剤師の種類および人数	
(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数	
(3) 登録販売者その他資格者の人数	
(4) 薬局の業務内容	
① 無菌製剤処理に係る調剤の実施	
イ 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否（他の薬局の無菌製剤室を利用する場合を	

含む。)

- 口 無菌調剤室の有無
 - ハ クリーンベンチの有無
 - ニ 安全キャビネットの有無
 - ホ 無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局において実施した回数
 - ヘ 無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数
 - ② 一包化に係る調剤の実施の可否
 - ③ 麻薬に係る調剤の実施
 - イ 麻薬に係る調剤の実施の可否
 - ロ 麻薬に係る調剤を実施した回数
 - ④ 浸煎薬および湯薬に係る調剤の実施の可否
 - ⑤ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施
 - イ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
 - ロ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した件数
 - ⑥ 携帯型ディスポーザブル注入ポンプの取扱いの有無
 - ⑦ 小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無
 - ⑧ 医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否
 - ⑨ オンライン服薬指導の実施
 - イ オンライン服薬指導の実施の可否
 - ロ オンライン服薬指導の実施の方法
 - ハ オンライン服薬指導を実施した回数
 - ⑩ 電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報等を活用した調剤の実施の可否
 - ⑪ 電磁的記録をもつて作成された処方箋の受付の可否
 - ⑫ リフィル処方箋（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条に規定するリフィル処方箋をいう。）の対応実績の件数
 - ⑬ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無
 - ⑭ 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付
 - イ 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付の可否
 - ロ 患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理できる手帳（いわゆる「電子お薬手帳」）を所持する者への対応の可否
 - ⑮ 緊急避妊薬の調剤の可否
 - イ 緊急避妊薬の調剤の対応可否
 - ロ オンライン診療（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一に規定するオンライン診療をいう。）に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否
 - ⑯ 高度管理医療機器に係る業許可
 - イ 高度管理医療機器の販売業許可の有無
 - ロ 高度管理医療機器の貸与業許可の有無
 - ⑰ 検体測定室の実施
 - ⑱ 災害・新興感染症への対応

(5) 地域医療連携体制

 - ① 医療連携の有無
 - ② 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
 - ③ 入院時の情報を共有する体制
 - イ 入院時の情報を共有する体制の有無
 - ロ 入院時の情報を共有した回数
 - ④ 退院時の情報を共有する体制
 - イ 退院時の情報を共有する体制の有無
 - ロ 退院時の情報を共有した回数
 - ⑤ ③および④に掲げるもののほか、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報を共有した回数
 - ⑥ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制
 - イ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
 - ロ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供した実績の有無
 - ⑦ 地域住民に対する啓発活動への参加の有無

⑧ 調剤報酬上の位置付け

2 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策の実施
 - ① 副作用に係る報告を実施した件数
 - ② 医療安全対策に係る事業への参加の有無
- (3) 感染防止対策の実施の有無
- (4) 情報開示の体制
- (5) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (6) 総取扱处方箋数
- (7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域医療に係る会議に参加した回数
- (8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
- (9) 患者満足度の調査
 - ① 患者満足度の調査の実施の有無
 - ② 患者満足度の調査結果の提供の有無

3 地域連携薬局等に関する事項

- (1) 地域連携薬局
 - ① 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数
 - ② 休日または夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
 - ③ 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
 - ④ 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数
 - ⑤ 居宅等における調剤並びに情報の提供および薬学的知見に基づく指導を実施した回数
- (2) 専門医療機関連携薬局（がん）
 - ① がんに係る専門性の認定を受けた薬剤師の人数
 - ② がんに係る専門的な医療の提供等を行う医療機関に情報を共有した回数
 - ③ 休日または夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
 - ④ 在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
 - ⑤ 地域における他の薬局開設者に対してがんに係る専門的な薬学的知見に基づく調剤および指導に関する研修を行った回数
 - ⑥ 地域における他の医療提供施設に対してがんに係る医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

第3 その他医療を受ける者による薬局の選択に資する事項